

議案第四十一号

港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和元年六月十九日

提出者 港区長 武井雅昭

港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年港区条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第七条に次の二項を加える。

4 区長は、家庭的保育事業者等による第一項第三号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないことができる。

5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第五十九条第一項に規定する施設のうち、次の各号に掲げる施設（入所定員が二十人以上の施設に限る。）であつて、区長が適当と認

めるものを第一項第三号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならぬ。

一 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条の二第一項に規定する助成を受けている者の設置する施設（事業所内保育事業を行うことを目的とする施設に限る。）

二 事業所内保育事業及び法第三十九条第一項に規定する業務を行うことを目的とする施設であつて、法第六条の三第九項第一号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第三十八条第二号中「（平成二十四年法律第六十五号）」を削る。

第四十七条に次の一項を加える。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第六条の三第十二項第二号に掲げる事業を行う者であつて、区長が適当と認めるものについては、第七条第一項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成三十一年厚生労

働省令第四十九号)の施行による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成二十六年厚生労働省令第六十一号)の一部改正を踏まえ、家庭的保育事業等の実施に係る要件を緩和するため、本案を提出いたします。